

## 四日市市告示 第566号

四日市市都市計画まちづくり条例（平成19年12月21日四日市市条例第52号）第5条の規定により都市計画変更の原案を作成したので、同条例第6条第3項の規定により公聴会の開催を告示する。

令和7年11月18日

四日市市長 森 智広

### 1. 都市計画の原案の種類・名称・位置及び区域

種類：四日市都市計画公園

名称：2・2・51号 坂部が丘1号公園

2・2・52号 坂部が丘中央公園

2・2・96号 坂部が丘中央公園

位置及び区域：都市計画の図書において表示する。

### 2. 都市計画の原案の閲覧場所

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部 都市計画課

四日市市東坂部町71番2号

四日市市市民生活部三重地区市民センター

閲覧期間：令和7年11月21日（金）～令和7年12月5日（金）

8:30～17:15（※土・日曜・祝日を除く）

### 3. 公聴会の開催の日時及び場所

日時：令和7年12月10日（水）19時から

場所：総合会館7階第2研修室

### 4. 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先

公聴会に出席して意見を述べようとする者（公述申出人）は、同条例施行規則第3条に規定する公述申出書（第1号様式）を市に提出するものとする。

公述申出書の提出期限：上記の閲覧期間内とする。

提出先：〒510-8601 四日市市役所都市計画課へ

### 5. その他公聴会の開催に関し必要な事項

公述申出人がいないときは、公聴会に代えて説明会を開催する。

（都市整備部都市計画課）